

議事要旨(4) IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討並びにIASB及びFASBの公開草案へのコメント対応

小賀坂副委員長、板橋ディレクター及び掛水研究員より、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の主な論点の検討並びに IASB 及び FASB の公開草案へのコメント対応について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それに対する事務局からの回答は次のとおりである。

日本公認会計士協会による適用上の論点のご報告（[審議資料(4)-2-1]）

説明に対して委員及びオブザーバーから特段のコメントはなかった。

IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」の概要及びディスカッション・ポイント（本人か代理人かの検討）（[審議事項(4)-4-1]）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局が提案している B37 項の文案は、理論的によく整理されている。しかし、実務上、各社のばらつきが問題とされるのは、主に、本人又は代理人と判断される場合の企業が負担する在庫リスクや主たる責任の程度であると考えられる。このようなばらつきを解消するために判断を容易にするガイダンスを要望すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号は、本人又は代理人の判断を、従来のリスク経済価値アプローチではなく、支配の原則により行うことになっているため、それに整合するように事務局では B37 項の整理を提案している。支配の原則による場合、在庫リスクや主たる責任の存在など、リスク経済価値的な指標をどのように生かすか難しいと感じている。

以 上